

2020年12月22日

イオン株式会社  
マックスバリュ西日本株式会社  
株式会社山陽マルナカ

山陽マルナカ 公正取引委員会審決取消訴訟判決の件

株式会社山陽マルナカが、2011年に公正取引委員会から独占禁止法違反（優越的地位の濫用）で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことを不服とし、公正取引委員会の審決取消しを求めた訴訟について、2020年12月11日、東京高等裁判所で判決が言い渡されました。

東京高等裁判所は、公正取引委員会が2011年に山陽マルナカに出した排除措置命令書及び課徴金納付命令書の記載に不備があったことを違法と認定し、公正取引委員会に審決を取り消すよう命じました。

イオンは、今後ともコンプライアンス体制の強化及び公正取引の推進に努めてまいります。

<これまでの経緯>

2011年	6月22日	排除措置命令及び課徴金納付命令
	8月17日	公正取引委員会に対して審判請求
	10月19日	審判手続開始
	11月30日	第1回審判
2016年	2月16日	第14回審判（審判手続終結）
2018年	1月23日	公正取引委員会から審決案送達
	2月5日	審決案に対する異議の申立て及び公正取引委員会に対する直接陳述の申出
	4月17日	公正取引委員会に対する直接陳述
2019年	2月20日	審決
	3月22日	東京高等裁判所に審決取消訴訟提起
	9月13日	第1回口頭弁論期日
2020年	9月25日	第3回口頭弁論期日（弁論終結）
	12月11日	判決言渡し

以上